

『農民運動の歴史的背景』

～熊本県を中心に～

内 田 敬 介

はじめに

両大戦間期に全国的に農民運動、すなわち小作争議が多発した。この時期における農民運動については、経済的・社会的・政治的ならびに運動主体についての総合的な研究が少ない。そのため、林宥一は「農民運動史論」(『近代日本農民運動史論』日本経済評論社、2000年)で、わが国の農民運動史を経済的・社会的・政治的視角から総合的に研究し、その上に立って新しい農民運動史を構築しようとした。特に、今後、運動の主体の研究が必要なことを指摘している。

私は、林の総合的研究を踏まえて、新しい農民運動史の構築と特に運動の主体の研究に取り組みたい。そこで、1. 農民運動の歴史的背景、2. 熊本県における小作争議の実態と展開、3. 郡築小作争議の研究をとらえて両大戦間期における農民運動の全体像を明らかにしたい。

したがって、今回の論文では、1. 農民運動、すなわち小作争議が起きた歴史的背景を総合的に明らかにすることをねらいとする。最近の研究では上記の林は、「牛馬のような生活『勤勉努力ノ美風』から、人間として生きるべき共(生)存権の思想の萌芽を見ることができるであろう。」⁽¹⁾と小作農民の生存権の萌芽が背景にあったと指摘している。また、大門正克は『近代日本と農村社会』(日本経済評論社、1994年)の中で、初期小作争議段階の争議を通じて、小作農民の意識の変容を指摘している⁽²⁾。いずれも、従来いわれていた小作農民の経済的困窮だけでなく、小作農民の思想(意識)の変容を重要視している。一方、本県においては、水野公寿は、『阿蘇町史第1巻通史編』(阿蘇町史編纂委員会、2004年)で、熊本県における小作争議の特徴の一つとして「小作争議の原因は政争にからんだ土地取上げによるものが多いのも政争県熊本における小作争議の特色である」⁽³⁾と政争がらみがあると指摘している。

ところで、熊本県における小作争議の発生状況については表1-1のとおりである。仮に4つに時期区分すると、第1期(1920年代初めから急増し、1922年には107件とピークを迎える時期)、第2期(大正末から、急激に減少し、昭和農業恐慌まで)、第3期(1930年、まさに昭和農業恐慌下に増加し、その後減少している時期)、第4期(1934年以降に増加に転じ、1937年に第2のピークを迎え、その後、日中戦争を境に減少していく時期)に分けられる。

地域的には、第1・2の期間には飽託郡・菊池郡・鹿本郡、第3の期間には玉名郡・八代郡・芦北郡・下益城郡、第4の期間には飽託郡及び下益城郡・上益城郡・芦北郡・天草郡などに多く起きている。

このような時期区分の上に、小作争議が起きた背景として、1. 地主的土地所有の展開過程、特に寄生地主制の確立とどう関係しているのか、2. 県・農会・地主会・肥後米券社・産業組合との関係、

3. 農家の営農とくらしの変化と農民の意識の変容との関係について総合的に分析してみたい。

表 1 - 1 : 年次別小作争議発生状況

年次	全国	福岡県	熊本県	熊本県内発生地域 (判明分)	備考
1917 (大正 6) 年	85		1		
1918 (大正 7) 年	256	18			米騒動
1919 (大正 8) 年	326	10	1		
1920 (大正 9) 年	408	14	3		
1921 (大正 10) 年	1,680	22	16	和鹿島村・御幸村	
1922 (大正 11) 年	1,578	55	107	画図村・豊川村・当尾村・浜田村・多良木村・加茂川村・山東村・河口村・米田村・春竹村・力合村・西里村	日本農民組合結成
1923 (大正 12) 年	1,917	115	45	六嘉村・川辺村・陣村・清里村・大島村・内田村・郡築村・平井村・稲田村・六郷村・画図村・金剛村・長陽村	
1924 (大正 13) 年	1,532	81	21		
1925 (大正 14) 年	2,206	227	13		
1926 (大正 15) 年	2,751	116	11		
1927 (昭和 2) 年	2,052	125	4	・大島村	
1928 (昭和 3) 年	1,866	75	2		全農結成
1929 (昭和 4) 年	2,434	88	4	・郡築村 (第 2 次)	
1930 (昭和 5) 年	2,478	126	10		農業恐慌
1931 (昭和 6) 年	3,418	159	4		満州事変
1932 (昭和 7) 年	3,414	192	4	・不知火村	
1933 (昭和 8) 年	4,000	193	1		
1934 (昭和 9) 年	5,828	234	19		
1935 (昭和 10) 年	6,824	248	41	・昭和村・鏡町北新地	
1936 (昭和 11) 年	6,759	207	73		
1937 (昭和 12) 年	6,170	253	78		日中戦争
1938 (昭和 13) 年	4,615	117	40		
1939 (昭和 14) 年	3,576	144	47		
1940 (昭和 15) 年	3,165	148	61		
1941 (昭和 16) 年	3,308	144	46		太平洋戦争
(累計)	(72,646)	(3,111)	(652)		

(備考) 1. 『農民組合運動史』(農民組合史刊行会、1963年)、2. 上田稔一『熊本における戦前の社会運動(2)』(熊本社会運動研究会、1959年)、3. 『水郷 画図の歴史』(画図町史刊行会、1985年)、4. 木村靖二『日本農民騒動史』(二松堂書店、1925年)より作成

1. 地主的土地所有の展開過程

(1) 寄生地主制の形成過程

熊本県における幕藩体制下の地主形成については、一般的にいえば「大体30～40町程度の地主であって70～80町から100町といった豪農は藩政時代には、ほとんど肥後ではみられなかった。」⁴⁴⁾

全国的にみても、大地主の土地集積は、地租改正を契機として、更に「松方デフレ政策」の後に急激に進んでいる。そこで、まず地租改正について考察してみたい。

① 地租改正と地主的土地所有の形成

(i) 地租改正のねらいと問題点

明治政府は、富国強兵・殖産興業を2大國策として掲げていたが、その財政には、旧幕府諸藩の年貢の取り方が、それぞれの地方でちがっていたこと、また国家の支出は現金であるのに収入は米その他の物資であることなど多くの問題点を抱えていた。そのため、全国を統一した税制の改正が急務とされた。

政府は、1871（明治4）年9月、田畑作物栽培の自由をみとめた。また、72年2月には、田畑売買の自由をみとめ、売買譲渡の際、その所有権を国家が確認する地券を交付することを布告した。さらに7月、地租改正が布告され、その具体的な手続きを定めた条例と規則が公布された。

明治政府は、まず土地取引法の大変革を実施し、このことも法的面から、大地主の土地集積を保証した。水林彪によると、幕藩体制時代の土地取引法が土地集積に抑止的に機能していたが、明治前期の土地取引法「土地売買譲渡規則」（1880年）を契機に富裕農民が膨大な量の土地を集積することを可能とする法的条件が一挙に調うことになったと指摘している。⁴⁵⁾ 具体的には、(ア)土地所有権者は質入主であり、したがって地券は質入主名義で発行される。しかし、質入の際に、質入主は質取主に、地所・証文とともに、地券を渡すこととする。(第1条、第4条)、(イ)質入地の地租諸役は質取主が負担する。(第6条)、(ウ)質の期間は3年を上限とする。3年以下であれば、期間は当事者の取極次第とする(第6条)。(エ)質の期限が到来しても借主が貸主に金穀を返さない場合、貸主借主間の相談が調えば流地となり、貸主への地券引渡手続きに入る(第5条、明治11年修正)。相談が調わなければ、直ちに鞆売(競売)にかけられ、購入者に所有権が移転する(1873年〔明治6〕3月27日司法省第46号達)。

このように、地租改正の第1の問題点は富裕農民が膨大な量の土地集積を可能とする条件を一挙に調えたことである。

次に、地租負担の公平を期するためにとられた地価決定方式は、「土地生産力＝収益」を基準として地価を算出するという案であった。この方針に則って地租改正検査の方式が示された。地方官心得に示された検査例には大きな問題があった。

「第1則：自作地」：収益総額から生産費（種苗代・肥料代）と公的負担（地租・村入費）を控除した収益を利子率で資本還元して地租を算出する方式である。この方式の問題点は、生産費に労賃と農具代などは含まれず、種肥代も低く見積もられ、また、利子率も低く抑えられていることである。これは、政府が目論む旧封建貢租の継続維持が背景にあった。

「第2則：小作地」：小作料率が収穫高の68パーセントとされており⁴⁶⁾、地租の基礎となる高額小作料が公認されたことである。更に、「政府は、小作料は地租の源泉であるから、小作人はけっして

小作料を滞納してはならないと、地主の小作人搾取を国家権力で保護した。」⁽⁷⁾

以上、地租改正の結果は、新法では質地・譲地いずれも貸主の所有権が優先された。また「開」（干拓地、開墾地）についても築造者が耕作者より土地所有権が優先された。熊本県の場合、干拓地が多くあり、多くの寄生地主が生まれる契機となったことに注目しなければならない。更に封建時代の年貢とあまり変わらない地租は、せっかく生まれた自作農の上層、ならびに手作り地主＝豪農にとって影響が大きかった。そのため、1876年地租の軽減を要求して全国的に農民一揆が勃発した。熊本県でも、1877年、県下3万人にもおよぶ農民一揆が勃発した。

(ii) 熊本県の進捗状況と問題点

政府は、1872（明治5）年7月、「土地売買譲渡ニ付地券渡方規則」も布達した。この「規則」は、土地の売買・譲渡の時だけに限らず、土地所有者すべてに地券を交付することに拡大するものであった。この政府の「地券渡方規則」が令達されると、各地方官から疑義が百出した。熊本県（八代県・白川県）でも、質地・譲地（売買地）をはじめ山林原野、諸開など旧藩時代以来の旧慣処理にかかわる多くの問題があったため、地租改正は困難を極め、特に次の3点が問題となった。

第1：質地・譲地の処理問題

旧藩時代以来の長年にわたる質地慣行＝無年期質地受戻慣行が存在し、元金を返済すれば受戻しうるものであった。しかし、藩法上は質地となっていて、実質的には譲地（売買地）になっているものも少なくなく、また証文なしに口約束だけのものあり、当然「質入主」と「質取主」との紛争となった。熊本県は、政府指令の方針（質入主をもって地券名義人とする）にそって地券渡方「規則」を交付し、旧証文の書換作業を指令した。しかし、長年の慣行をもつ白川県の質地・譲地処理は容易なことではなかった。そこで、県は当然見合わせることを布達した。法規上熊本県の質地・譲地問題が一応の解決をみるのは、1878（明治11）年であった。

第2：海辺新地の所有権者の決定問題

海辺新地の地券交付および地租改正の過程でもっとも困難を極めたのは地主（所有権者）の決定問題であった。肥後藩では有明海・不知火海で広大な干拓地の築造が行われた。たとえば、八代平野の3分の2は干拓地が占めていた。干拓地の築造費の出所によって、「藩費築造新地」と「私費築造新地」に大別されるが、「藩費築造新地」は版籍奉還によって奉還されたから、「耕作人」をもって地主と定められた。一方、「私費築造新地」はさらに「側開」（内家開）、「藩士開」（のち県士開という）、「手永開」（郷開）に3区分された。また、これら出金者の「催合開」も多かった。これらは私費であったので奉還されることなく、地券交付にあたって「築造人」と「耕作人」のいずれを地主とするかが根本的な問題となったのである。政府は築造人を地主に相定するが、下作人（耕作人）には「地底銭」の多少、力役の厚薄に応じて公平に地割りすることなど、指令している。しかし、実際には至難の作業であった。そこで、県は原則として築造人に地券証を渡し、そして築造時の約束に基づき証書を渡し、また、築造人と耕作人との示談の上、地割を願い出ればその時々々の規則で処分する方針でのぞんだ。しかし、耕作人は築造人を地主とすることに納得できなく、地主の決定は容易でなかった。

この地主決定をめぐる紛争に打開の道を開いたのが「海辺新地免租」の措置であった。県当局の免租措置を条件とした努力もあり、結果的には、「築造人」を「地主」と定めて地券を交付し、「耕作人」を「永小作人」として地主より「永小作証」を与えることで決着した。このように海辺新地の所有権については、築造人が優先されたため、熊本県では玉名郡・八代郡など寄生地主が多く形成され

た背景の一つになった。

② 松方デフレ政策と農家経済の疲弊

(i) 農家経済の疲弊と土地集積

明治政府がとった地租改正、資本主義産業の移植、近代的軍備の創設、さらに西南戦争などの内乱鎮圧は、膨大な財政支出を必要とした。そこで財政資金の調達方法として取った不換紙幣の増発はインフレーションを引き起こし、物価は著しく騰貴した。

熊本における米価の推移（表1-2）であるが、1876（明治9）年を基準にすると、5年後の1881（明治14）年には約2倍に騰貴している。このような物価騰貴は政府の財政を非常に不安定にした。したがって、政府は1881（明治14）年、不換紙幣を整理回収して、正貨の兌換を実施し、経済の安定を図るいわゆる「松方デフレ」政策を断行した。その結果、農産物価格は暴落し、米価は1884年には1881年の半値まで暴落した。

表1-2 熊本県・明治初期～中期の米価の推移

年度	米価（玄米・石当たり）	指数
1876（明治9）	3,795円	100
1877（明治10）	5,344	140
1878（明治11）	5,664	141
1879（明治12）	7,403	195
1880（明治13）	7,997	211
1881（明治14）	8,357	218
1882（明治15）	7,186	189
1883（明治16）	4,918	130
1884（明治17）	4,149	109

（備考）1. 布村一夫『明治前期熊本県農業統計』より試算
2. 菊池・鹿本・玉名・上・下益城の平均価格

松方デフレ政策の影響を受けて先に述べたように農産物が暴落した結果、熊本県下の農家に大きな影響を与えている。

（ア）自作農は4年間で2,016戸と大きく減少した。この自作農の減少は、離農または自作兼小作農および小作農へ転落したものと推測される。

（イ）離農が進んだ。農家総数は3年間に1,368戸が減少しており、自作農または零細な小作農からの離農が進んだことが予想される。

（ウ）小作農が増加した。4年間では僅かであったが、1.1%増加した。その後、1885年以降の資料がないため、自作地および小作地の変遷（表1-4を参照）を参考にすると、小作地が1890～93年に3,952町歩（13.2%）も増加しており、1885年以降も小作農が増加していったと推察される。

以上のように、松方デフレ政策以降、短期間であったが、自作農が大幅に減少したことは、一方では地主の土地集積につながっていったといえる。

(ii) 富永家の土地集積例

熊本県上益城郡白旗村（現在甲佐町白旗）の富永家の土地集積について、井芹千賀子「熊本に於け

表1-3 自作・自小作・小作農の変遷と割合

単位：戸・%

		総数	自作	自作兼小作	小作
1881年 (明治14)	実数 (割合)	166,409 (100.0) (100.0)	62,842 (100.0) (37.8)	74,879 (100.0) (45.0)	28,688 (100.0) (17.2)
1882年 (明治15)	実数 (割合)	166,402 (100.0) (100.0)	62,548 (99.5) (37.6)	75,087 (100.3) (45.1)	28,767 (100.3) (17.3)
1883年 (明治16)	実数 (割合)	165,749 (99.6) (100.0)	61,713 (98.2) (37.2)	75,157 (100.4) (45.4)	28,879 (100.7) (17.4)
1884年 (明治17)	実数 (割合)	165,041 (99.2) (100.0)	60,826 (96.8) (36.9)	75,208 (100.5) (45.5)	29,007 (101.1) (17.6)

(備考)『熊本県統計書』(熊本県農政部、明治19年2月)より作成

表1-4 水田の自作地・小作地の変遷

(単位：町歩・%)

	自作地	小作地	計
1890年(明治23)	34,571町歩 (53.6%) (100)	29,895 (46.4) (100.0)	64,466 (100.0)
1892年(明治25)	37,427 (54.3) (108.3)	31,443 (45.7) (105.2)	68,870 (100.0)
1893年(明治26)	35,676 (51.3) (103.2)	33,847 (48.7) (113.2)	69,523 (100.0)

(備考)『熊本県統計書』(熊本県農政部、明治23/25/26年度)より作成

る寄生地主制の展開～上益城郡白旗村南富永家を中心として～)、『熊本史学 第41号』熊本史学会、1972年)を参考として検証してみたい。

南富永家は近世に造酒屋として発展し、後に在郷商人として飛躍の発展を成し遂げた富永家(御本宅)の分家にあたる。初代・富永三十郎は1829(文政12)年7月29日白旗村に生まれ、後に分家をなし、造酒屋を引き継いでいる。

南富永家の土地集積は、1875(明治8)年、9反5畝5歩の農地取得から始まり、農地集積が急激(1年間平均増反数で10町歩以上)に増加するのは、1883～86年と1891～94年の時期である。

富永家の土地集積方法は、「譲地」、「売渡」、「買入」があるが、大部分は「譲地」と「売渡」であり、「買入」はわずかであった。また、時期的には、「譲地」は、1878(明治11)年に初めて現れ、特に1881年から1886年のいわゆる「松方デフレ」期に集中し、1887年以降は全く見られない。また、「売渡」は、1887年以降の土地集積方法のほとんど全てを占めている。一方、「買入」は、1885年に始まるが、1887年以降、次第に増えている。¹⁸⁾

土地集積の経済的基盤は、1883～86年、いわゆる「松方デフレ」時期に、利子割合(地所書入貸付+米算用貸付)41.8%、下足米(小作米)割合58.2%であったが、1886年以降、利子割合24.5%、小作米割合75.5%へ大きく変化している¹⁹⁾。このことは、この時期に貸付金が多かったこと、1886年以降には小作地が大幅に増加したことを意味する。一方、農民の側からみると、この時期、農産物価格の暴落により、くらしは困窮し負債が増加したこと、また負債の償還が出来ないため、負債農家が農地の所有権を貸主へ譲渡し、小作農になったことを意味している。つまり、この「松方デフレ」政策以降、富永家が困窮した農家へ貸付し、返済出来ない農家より農地の譲渡を受け土地を集積して

いったことに注目しなければならない。

表 1 - 5 南富永家土地集積規模の変遷

年代	集積反別	(1年間平均増反数)	
	町 反 畝 歩		
1875 (明治8)年	9. 5. 5		—
1878 (明治11)	9. 1. 3. 2 2	7 5 ~ 7 8	(2町7反3畝)
1883 (明治16)	3 8. 2. 4. 8	7 8 ~ 8 3	(5. 8. 2)
1886 (明治19)	6 8. 6. 5. 2 1	8 3 ~ 8 6	(10. 1. 4)
1889 (明治22)	7 6. 8. 5. 1 8	8 6 ~ 8 9	(2. 7. 3)
1891 (明治24)	8 4. 6. 6. 2 3	8 6 ~ 9 1	(3. 9. 1)
1894 (明治27)	1 2 0. 9. 4. 4	9 1 ~ 9 4	(12. 0. 9)
1896 (明治29)	1 3 7. 6. 9. 1 9	9 4 ~ 9 6	(8. 3. 8)
1899 (明治32)	1 5 7. 0. 7. 0	9 6 ~ 9 9	(6. 4. 6)
1906 (明治39)	2 0 5. 9. 9. 3	9 9 ~ 0 6	(6. 9. 9)
1907 (明治40)	2 1 5. 9. 9. 2 1	0 6 ~ 0 7	(5. 0. 0)
1910 (明治43)	2 1 2. 9. 2. 2 9	0 7 ~ 1 0	(△1. 0. 2)
1916 (大正5)	1 5 0. 8. 7. 1 7	1 0 ~ 1 6	(△10. 3. 4)
1920 (大正9)	1 5 3. 5. 8. 2 3	1 6 ~ 2 0	(2. 7. 1)
1924 (大正13)	* 2 0 4.		

- (備考) 1. 1875~1920年については、井芹千賀子「熊本に於ける寄生地主制の展開～上益城郡白旗村南富永家を中心として～」(『熊本史学 第41号』熊本史学会、1972年)を利用した。
 2. *1924年については、『50町歩以上の大地主』(農務局、1924年)による
 3. 1年間の平均増反数については、増反 ÷ 年間数で計算した。

(iii) 藤岡家の土地集積例

上益城郡朝日村(現在山都町)仏原の藤岡家は代々、矢部手永仏原等の庄屋であった。藤岡常彦(1850~1920年)は庄屋、戸長(1879年)、県会議員、衆議院議員(1898年3月15日~8月9日)などを歴任している⁽¹⁰⁾。この藤岡家の農地集積状況(表1-6)については、1880(明治13)年から1890年にかけて大幅に小作米取得が増大しており、この時期に水田の小作地が増大したことが推察される。また、唐黍・麦・粟・蕎麦などの小作料としての取得が始まっているが、畑地の小作地が増大したことが推察できる。

つまり、この藤岡家も農地集積が急激だったのは、松方デフレ政策以降であったといえる。

表 1 - 6 藤岡家の年次別小作米取得の状況

	米	唐黍	麦	粟	蕎麦
1875年(明治8)	277俵 斗 升 (100.0)				
1880年(明治13)	282俵 2斗 2升 (101.9)				
1885年(明治18)	333俵 2斗 升 (120.3)	19俵	4俵	1俵	1斗
1890年(明治23)	413俵 1斗 (149.2)	20俵 1斗 5升	4俵	1俵	
1894年(明治27)	412俵 1斗 (148.8)	21俵 1斗 5升	4俵	1俵	
1900年(明治33)	370俵 1斗 6 (133.6)	16俵 1斗 5升			
1904年(明治37)	338俵 6斗 升 (122.2)	俵 斗			
1910年(明治43)	423俵 1斗 7升 (152.8)	14俵 斗			
1917年(大正6)	367俵 斗 5升 (132.7)				

(備考) 『藤岡家文書』(熊本県立図書館所蔵)より作成

(2) 両大戦間期の地主的土地所有の特長

両大戦間期において地主的土地所有制はどのような状況であったか、以下の3点が特徴である。

① 田の小作地率が一貫して増加している。

両大戦間期においては田の小作地面積ならびに率が一貫して増加していることが第1の特徴である。また、田の小作地率が1910年を画期として小作地割合が50パーセントを超え、1940年には60.8パーセントまで上昇している。これは九州各県(いずれも50%以下)の中で特異な存在である。

② 九州各県の中で大地主(寄生地主)が継続して多いことである。

表 1 - 7 熊本県年次別田畑別自作及小作地

(単位:町歩・%)

年次	田			畑			計		
	自作地	小作地	計	自作地	小作地	計	自作地	小作地	計
1910	36,179 (49.2)	37,359 (50.8)	73,538 (100.0)	63,584 (60.8)	40,961 (39.2)	104,545 (100.0)	99,763 (56.0)	78,320 (44.0)	178,083 (100.0)
1915	36,418 (48.8)	38,228 (51.2)	74,646 (100.0)	61,434 (61.6)	38,305 (38.4)	99,739 (100.0)	97,851 (56.1)	76,533 (43.9)	174,384 (100.0)
1925	36,328 (47.0)	41,034 (53.0)	77,361 (100.0)	55,312 (48.5)	39,298 (41.5)	94,610 (100.0)	91,640 (53.3)	80,331 (46.7)	171,971 (100.0)
1930	34,081 (44.2)	43,089 (55.8)	77,171 (100.0)	51,125 (59.4)	35,010 (40.6)	86,135 (100.0)	85,206 (52.2)	78,099 (47.8)	163,305 (100.0)
1935	34,680 (44.1)	43,889 (55.9)	78,569 (100.0)	47,437 (55.7)	37,657 (44.3)	85,094 (100.0)	82,117 (50.2)	81,545 (49.8)	163,663 (100.0)
1940	29,101 (39.2)	45,096 (60.8)	74,197 (100.0)	43,631 (59.1)	30,191 (40.9)	73,822 (100.0)	72,732 (49.1)	75,287 (50.9)	148,019 (100.0)

(備考) 『熊本県統計書』より作成

表 1-8 自小作別農家戸数

(単位：戸 / ・ %)

年度	自作	自作兼小作	小作	合計
1910 (明治43) 年	44,019 (30.2)	66,848 (45.8)	35,100 (24.0)	145,967 (100.0)
1915 (大正4) 年	41,877 (28.9)	67,561 (46.6)	35,486 (24.5)	144,924 (100.0)
1917 (大正6) 年	41,016 (28.6)	68,056 (47.4)	34,556 (24.0)	143,628 (100.0)
1925 (大正14) 年	40,156 (28.1)	68,213 (47.7)	34,715 (24.2)	143,084 (100.0)
1930 (昭和5) 年	40,092 (28.0)	67,509 (47.0)	35,786 (25.0)	143,387 (100.0)
1935 (昭和10) 年	39,517 (27.4)	66,188 (45.9)	38,587 (26.7)	144,292 (100.0)
1940 (昭和15) 年	38,648 (27.8)	62,937 (45.3)	37,282 (26.8)	138,867 (100.0)

(備考) 『熊本県統計書』より作成

寄生地主が1924年時点で九州各県の中で、103戸と福岡県の2倍近くあり、断然多いことである。また、規模別にも熊本県の場合は比較的規模が大きく、関係小作農の数も特に多くなっている。さらに、福岡県は1908年にピーク=112戸を迎え、1924年には約半減しているのに対して、熊本県は1909年にピーク=119戸を迎え、1924年に至っても103戸と継続して多い⁽¹⁾ことが注目される。

全国的には、明治末期、寄生地主制はピークを迎え、その後衰退していくが、熊本県の場合は継続して多いのは、後ほど考察する県・県農会・地主会・肥後米券社および産業組合など熊本特有の支援組織の存在が考えられる。

③ 水田の小作率と寄生地主に地域性が大きい。

表 1-9 50町歩以上の大地主分類表 (其の1)

(単位：町歩・人)

	1924 (大正13) 年							
	合計	50~100	100~200	200~300	300~500	500~700	700~1,000	1,000町以上
福岡	62	49	10	2	-	1	-	-
佐賀	30	24	4	2	-	-	-	-
長崎	35	29	6	-	-	-	-	-
熊本	103	67	28	5	2	-	1	-
大分	17	12	5	-	-	-	-	-
宮崎	56	42	10	2	2	-	-	-
鹿児島	33	22	10	-	1	-	-	-
沖縄	5	3	-	2	-	-	-	-
合計	341	248	73	13	5	1	1	-

(備考) 1. 本表は耕地の所在地の如何に拘らず当該都道府県内に居住する50町歩以上の耕地を所有する大地主に付調査競るものなり

2. 『50町歩以上ノ耕地ヲ所有スル大地主ニ関スル調査』(大日本農会、1925年)より作成

熊本県下の各郡における水田小作率は、八代郡が71.8%と最も高く、新地干拓地が多いためであり、地租改正の影響が大きい。また、宇土郡・上益城郡・下益城郡が、大幅に小作率が高まっており、土地集積が急激に進んでいる。一方、寄生地主は阿蘇郡・八代郡および天草郡が特に多く、阿蘇郡・八代郡はいずれも水田単作地帯である。天草郡は幕藩体制下の銀主（豪農・高利貸・大地主）が継続し寄生地主として確立したものと考えられる。このように、寄生地主の存在は地域性が大きいのが特徴である。

表1-10 水田の小作地率と寄生地主（50町歩所有する地主）

（単位：%、戸）

	熊本県	熊本市	飽 託	宇 土	玉 名	鹿 本	菊 池	阿 蘇	上益城	下益城	八 代	芦 北	球 磨	天 草
1917	52.3	不明	51.0	44.5	58.3	50.1	54.8	53.8	42.5	48.9	74.8	55.7	34.5	50.9
1930	55.9	69.0	53.6	59.1	57.8	55.4	56.9	54.3	57.2	57.9	71.8	57.1	40.6	50.4
寄生地主	101	6	2	6	8	不明	3	19	6	9	17	9	5	11

（備考）1. 「五十町歩以上ノ大地主」（農務局、大正13年6月調査）より作成

2. 寄生地主数は鹿本郡については不明

2. 寄生地主制の確立と県・農会・地主会・肥後米券社・産業組合

熊本県における寄生地主制の確立時期について、中村清は、その指標を「一応明治31年（1898）の県による米穀検査制度の実施と明治29年の熊本県農会の誕生とにもとめることができる。」¹¹²⁾ としている。その理由として、地主の目は手作経営の縮小と共に米の流通過程へと転じ、地主的権力による米穀検査制度の実施が小作米の米としての商品性格をますます高め、県農会の誕生は地主の農政活動としての機関の制度的完備を意味するからであるとする。

このように、寄生地主制の確立について、県農会などの機関が大きく関わっているのではないかと考えられるため、これらの点について考察してみたい。

(1) 県と農会・地主会・肥後米券社

① 県農会と肥後米券社

(i) 肥後米輸出同業組合の設立経過とその性格

肥後米は幕藩時代、全国的に評判が高かった。「幕藩時代、肥後米と云えば名声天下に聞こえた全国中之と比肩するものなく、年々將軍家の飯米として貢献せられ、民間にては鮎米として特に珍重されしものにて、云うまでもなく藩の財政は全く産米によりて支持され、其の豊凶は直ちに一藩の財政に大影響を及ぼす関係にありしものなり」¹¹³⁾ と名声が高かった。

しかし、明治維新後、肥後米の声価は大いに失墜した。このため、熊本県は、1896（明治29）年3月21日に、県下有力者51名の出席を求め、農事諮問会を開催し、肥後輸出米を改良する方法について諮問した。翌年1897（明治30）年6月22日より5日間、県下有力者63名を参集して勸業10ヶ年計画について諮問会を開催した。この結果、本県産米の改良発達に生産面の改良と合わせて、(ア) 産米

販売組合の設置、(イ) 輸出検査規則を設け、県令を以て之を發布し、粗悪米取締を厳重にすること、(ウ) 検査の経費を県税より補助、(エ) 俵装を一定し1俵4斗入れとすること、を決定した¹¹⁴⁾。

また、生産面の改良事業は県農林部が担当し、輸出販売に関することは民間事業とし、肥後米輸出同業組合を設立することを決定した。このように肥後米輸出同業組合は県の主導によって設立されたこと、また組合員は地主・米商人・運送問屋・仲買人など1,500人で、米生産者ぬきであった¹¹⁵⁾ことに注目しなければならない。

(ii) 肥後米輸出同業組合の取組と生産農民の不満

熊本県は1898(明治31)年9月、米俵装改良の訓令、同11月県外輸出米取締規則を發布した。これにともない、肥後米輸出同業組合は、(ア) 県外輸出米検査、(イ) 容量を4斗に統一、(ウ) 俵装の規格化などを実施した。この肥後米輸出同業組合が取り組んだ事は、農民が従来から手がけてきた農作業の変革を強いるものであった。また、小作農民だけが改良に努力しても、それに見合った報酬がないこと、さらに商人がごまかしていることなど、小作農民の反発・不満は強かった¹¹⁶⁾。

このため、同組合は山形県庄内山居倉庫の「倉庫米券法」に学び、小作米検査の徹底を図った。とくに、地主は、この取得した米券に表記された等級に応じてそれぞれの賞与の法を定めて小作人に改良の奨励を実施した¹¹⁷⁾。

同組合は1904(明治37)年11月、倉庫事業を開始した。まず、藩政時代の鏡倉庫を鏡米券倉庫組合として、官庁、銀行、米穀取引所と連携し、地主・生産者・米商人を説得し、理解を求め、入庫を勧め、米券に対して直ちに農家の資金の融通を付けると共に、産米改良のために小作奨励法を設けた。1905(明治38)年には松橋、豊川、木山、山鹿、来民に5つの米券倉庫、翌年には横島米券倉庫が開設された。

(iii) 小作米検査の結果

熊本県は産米改良の徹底を図るために、輸出米だけでなく、生産米の米穀検査を実施した。1908(明治41)年8月、熊本県知事告諭として生産米の検査を徹底した。具体的には、「生産米検査規程」では不合格米の再調整を義務付けている。そして、それをしなかった場合は罰則規定を設け、不合格品の入庫を拒絶し¹¹⁸⁾、その結果、生産米に含まれる小作米のうち合格米だけが入庫でき、小作米の品質向上に大いに貢献した。

米穀検査の結果、1907～09年及び1914～16年には、大阪市場で、九州で一番の成績を修めている。このことは取得した小作米が高く販売ができ、地主の増益につながったと考えられる。この時期、まさに寄生地主が熊本県では119人とピークに達したことに注目しなければならない。

先に述べた富永家の寄生地主としての確立には、肥後米券倉庫を通じた販売が大きく機能しているものと考えられる。『肥後米券社史』(肥後米券社、1939年)によると、白旗辺場倉庫の富永猿男、白旗倉庫の富永元二、新しく設置された御船第二倉庫長には富永元二がなっている¹¹⁹⁾。米券倉庫を通じた厳しい検査制度に基づく米の販売は一方では地主に利益をもたらした。しかし、他方では小作農に犠牲を強いるものであり、富永家の小作地がある隣村の大島村で2度にわたる小作争議が起きる¹²⁰⁾背景ともなったと考えられる。つまり、肥後米券倉庫と米穀検査制度が寄生地主制の形成に大きく寄与するとともに小作争議が起きる背景ともなったといえる。

表 2 - 1 大阪市場における銘柄別米価

(単位：石当たり円)

年次 銘柄	1907～1909年 (明治40～42)	1914～1916年 (大正3～5)	1921～1923年 (大正10～12)	1926～1928年 (昭和2～4)
肥後米	14.98	14.30	33.26	31.61
肥前米	14.47	13.28	32.53	31.15
豊前米	14.91	14.27	33.32	31.85
豊後米	14.57	13.61	32.13	31.81
筑前米	14.90	13.62	32.58	31.26
筑後米	14.41	13.22	31.62	30.02

(備考) 持田恵三「米穀市場の展開過程」(農業総合研究所、1970年)より作成

(iv) 小作農民は小作米検査などに反発

小作農民から見た肥後米券倉庫における米穀検査についてはどうであったか。小作米改良のための「賞与法」は小作農民にとって、小作農民同士競争させるものであり、増俣は実質的に小作料の引き上げをとまなうものであったことに注目しなければならない。1907(明治40)年、『熊本評論』(明治文献資料刊行会、1962年)で、辰巳生は「小作人生活」の中で、次のように書いている。

苗代共進会とか、小作米品評会とか近頃は何彼につけ共進会の流行する時代なるが、之等は一面文明の用件らしく見ゆれども要するに農家の名利競争を増長徴発して手間隙をつぶさせ、肥料を多く使わしむるのみにて、大地主や自作農諸君のためには、最も便利に特意なるに相違なけれども、小作人諸君のためには、飛んだ厄介と云ふの外なし、殊に彼の小作米品評会の如きは、大地主が己の腹を肥さんがために僅か手拭き1筋か、2筋にて小作人を愚弄するの甚だしきものと云ふべし(明治40年10月20日付)

② 地主会と米券倉庫

熊本県は1911(明治44)年2月、県内各地の地主を集めて諮問会を開催し、当時、米券事業発達の状況の中で、小作人に対する奨励を行う地方が少なく、米穀改良に関する努力は主として小作人が実施しているのにかかわらず、その利益が地主の手に帰するのみで、利益の均等を欠いているという問題があった、¹²¹⁾と指摘している。

したがって、地主は小作人の勤労に対して何らかの報酬の手だてを図るべきであるところから、県はこのことを農政上の重要問題として位置づけ、米券倉庫組合とその解決を探るために研究を重ねた。その結果、熊本県は地主会に対して小作農民への利益還元を指導し、各地区に地主会が組織化されるとともに、奨励策がとられることになった。

表 2 - 2 地主会の組織状況・小作米の等級に対する賞金率

郡名	会名	組織方法	小作人1俵に対する賞金
飽託	農事奨励会	郡を9支部に分ち各規程を設ける	1等20銭、2等10銭
宇土	農事改良期成会	1郡組織	1等20銭、2等10銭、3等5銭
玉名	農事奨励会	郡を5区に分け支部を設ける	1等20銭、2等10銭

鹿本	米改良会	各町村に地主会を設ける	1等10銭、2等 5 銭
菊池	米改良奨励会	東西北の3区に分け各本会を置く	1等10銭、2等5銭
阿蘇	米改良奨励会	1郡組織にして支部を置く	1等30銭、2等20銭、3等10銭
上益城	地主会	1郡組織	1等20銭、2等10銭、3等5銭
下益城	農事改良奨励会	郡を東西南北の4部に分け規約を設ける	1等20銭、2等10銭
八代	米穀改良会	1郡組織にして各町村毎に支会を置く	1等10銭、2等5銭
芦北	生産米改良会	郡を3区に分け1町村より2名乃至5名の委員	1等20銭、2等10銭、3等5銭
球磨	地主会	郡を2区に分けて各本会を置く	1等20銭、2等10銭、3等5銭

(備考)「肥後米券社史」(肥後米券社、1939年、186～187ページ)より作成

③ 県生産米検査の廃止と自営検査

肥後米券倉庫株式会社は、1917(大正6)年7月、農業倉庫法発布に際し、県下一円の保証責任信用販売組合肥後米券社として再出発した。1919(大正8)年、県の生産検査が廃止されたが、それでもなお、米券倉庫は「小作米ノ品質等級ヲ制限」する機能は失わず、農業倉庫改変に参加しなかった米券倉庫、すなわち上層地主層の独立倉庫にあっても、県営検査員の検査、「小作米ノ品質等級ヲ制限」することは慣行として存続していったのである¹²²⁾。

④ 県農会の地主・小作人協調対策

熊本県農会は地主と小作人の関係として、相協調して円満な発展をなすため、1921(大正10)年より県農会の事業として「地主懇談会」を開設し、また一方、地主を招いて「農政研究大会」を開催し目的達成に尽力した。北坂現は「その結果日本各地に勃発したような小作争議の発生は見られなかった」¹²³⁾と述べている。

この下線部分が、具体的に何を意味するか不明であるが、北坂は県農会が1924(大正13)年に「農政研究大会」でとった施策を、地主小作者間の親善を図ったと評価している。この北坂現の評価は1922(大正11)年5月15日に開催された地主懇談会で中山県農会長が述べた次の「開会の辞」が下地になったものと考えられる。

欧州戦乱の結果は各方面に各種の影響を与え殊に工業地に於いては所謂労働争議頻発して幾多の社会問題を湧起して居る事は寔に痛心の次第である農業方面に於いても近時地主対小作問題は階級的観念の発達に伴い較もすれば悪化せんとする傾向を示し岐阜愛知埼玉の如きは憂慮すべき状態に陥入って居る幸いに本県は従来両者の間は情義的親善円満を保ち未だ殆ど争議を見ざるも永久にこの関係を持続し得るかは疑問であると思ふ¹²⁴⁾

また、この地主懇談会では、「地主小作者を一層親善ならしむる方法如何」、「小農をして安んじて農業に従事せしむる方法如何」、「農村の経営農事改良に対し今後地主の採るべき方法如何」について協議がなされた。

しかし、熊本県における実際の小作争議発生件数(表1-1参照)が1921年:16件、22年:107件と急増していることを考慮すると、私は北坂の評価は間違っているのではないかと考える。その理由は小作争議が急増する中で、小作争議を未然に防ぐために地主懇談会を開催し、当時、県農会の第1の取組課題は地主小作協調体制の構築であったと考えるからである。また、当時の町村農会は、具体

的に現場ではどのような活動をおこなったのか、玉名郡横島村農会の1925（大正14）年度活動（玉名郡農会技手松本利世報告〔熊本縣農会報第29号、熊本縣農会、大正14年7月15日〕について考察すると、農会は地主と小作農との基本問題である高額小作料について、正面から向かい合うのではなく、地主と小作人の融和を図るために、技術向上・副業や、農事小組合、青年団・処女会を通じて「一致協力」、「勤勉節儉」の思想教育を徹底させようとしている²⁵⁾ことが読みとれる。

つまり、農会は地主と小作農民の協調体制を構築しようとしていたといえる。

⑤地主的土地所有と産業組合

熊本県下の産業（信用）組合設立状況については、産業組合法制定直後に鹿本郡に久原信用組合（1901年9月）、岳間信用組合（1901年10月）が設立されている。その後、1916（大正5）年以降に設立がなされているが、市町村に対する設置割合と農家戸数に対する組合員割合を福岡県と比較すると、いずれも熊本県は福岡県より低くなっている。全国的にみると、農業者の組織率が1914（大正3）年現在、4番目に低いのが注目される。さらに、熊本県の産業組合の設立および解散状況をみると、小作争議が多発した1921～25年には産業組合の解散も多かった²⁶⁾。

産業組合法は、中産以下の産業者の産業および経済の発展を協同によって図ることを目的としたが、熊本県の場合、組合員になったのは中産以上の地主・自作農であった。

したがって、産業組合はむしろ地主・自作農の発展に寄与したが、小作争議が多発した1921～25年の時期には零細な自作・小作農民は埒外に置かれていたといえる。

以上のように、県農会が「地主懇談会」および「農政研究大会」を開催した1921年には16件、翌22年に107件の小作争議が起きたことに注目しなければならない。

県農会は、いかに小作争議を未然に防いでいくか、また地主と小作農民との融和を図っていくかが当時最大の課題であったといえる。更に、部落組織である農事小組合、特に青年団処女会を通して「一致協力」、「勤勉節儉」の思想教育が徹底していったことが特徴といえる。そして、小作争議時期区分の第2期には小作争議が急激に減少していく時期と重なっていることに注目しなければならない。

したがって、県・農会・地主会・肥後米券社などは、寄生地主制の形成・確立に大きな役割を果たし、米穀検査など小作農民に大きな負担をかけ、小作争議が起きる一つの背景になったと共に、一方では協調体制をつくることによって、小作争議が起きるのを押さえつける機能を果たしたと考えられる。つまり、これらの県と地主権力を代弁する農会などの組織は小作争議を起こす背景をつくりだすとともに、一方では、抑制する機能を果たしたといえる。

3. 農家の営農とくらしの変化と農民の意識の変容

1920年代には、農家の営農とくらしは大きく変化するとともに、農民の意識も変容していった。このことが小作争議が起きる背景の一つと考えられる。

(1) 農家の営農と暮らしの変化

① 商品作物生産の振興

(i) 年次別農産物生産状況

熊本県における年次別農産物生産状況（表3-1参照）は、米が4割以上で常に第1位の割合を占

めている。1925年および1930年には、繭が第2位の割合（14.7%、13.1%）を示している。熊本県における年次別繭生産状況については、1915～1925年の間に、飼養戸数91.3%、桑園面積68.3%、生産量3.5倍、生産価額9倍に増加しており、急激に養蚕業が拡大していることに注目しなければならない。しかし、第1次大戦後の経済不況下および1930年の農業恐慌の影響を直接受けて繭価格は半値以下に暴落し、本県の農家経済への影響が甚大であった。

このように、小作争議が多発した時期、熊本県の農業は、米を主幹作物として商品化が進むと共に、養蚕が急激に普及したことに注目しなければならない。

(ii) 地域別農業生産状況

表3-1：年次別農産物総価額・構成割合

(単位：千円)

年次	米	麦	食用農産物	蔬菜・花卉 工芸作物	果実	繭	製茶	その他 農産物	緑肥	計
1917	29,638 (42.8) ①	12,262 (17.8)	16,752 (24.2) ②	1,960 (2.8)	814 (1.2)	5,849 (8.4) ③	493 (0.7)	456 (0.6)	1,026 (1.5)	69,250 (100.0)
1925	56,976 (45.1) ①	15,575 (12.3)	18,036 (14.3) ③	9,911 (7.8)	2,103 (1.7)	18,553 (14.7) ②	890 (0.7)	1,944 (1.5)	2,460 (1.9)	126,447 (100.0)
1930	28,653 (43.8) ①	8,343 (12.8) ③	7,180 (11.0)	6,722 (10.3)	1,741 (2.7)	8,590 (13.1) ②	660 (1.0)	1,610 (2.5)	1,917 (2.9)	65,415 (100.0)
1935	47,956 (52.5) ①	12,229 (13.4) ②	7,763 (8.5)	7,126 (7.8)	2,069 (0.2)	10,632 (11.6) ③	559 (0.6)	1,340 ()	1,602 (1.8)	91,287 (100.0)
1940	61,458 (36.4) ①	33,244 (19.7) ②	16,627 (9.8)	19,869 (11.8)	4,437 (2.6)	29,119 (17.2) ③	1,399 (0.8)	177 (0.1)	2,639 (1.6)	168,982 (100.0)

(備考) 1. 『熊本県統計書』より作成

地域別農業生産状況は、どの地域も第1位は米であり、約4割を占めている。中でも、阿蘇・八代・球磨郡については6割以上であり、1917年対比でもその割合を高めている。この3地域は米への依存が極めて高く、特に、八代郡では小作争議が多発した地域であることに注目しなければならない。

繭(養蚕)は、特に、玉名・鹿本・菊池・下益城郡に多く、第1期に小作争議が多発した郡と重なっていることが注目される。

② 農業経営費の動向

(i) 金肥の増大

農業生産資材については、従来、農家による自給でほとんどが賄われていた。しかし、第1次世界大戦後の化学工業の発達は著しく、特に、化学肥料の生産が増大した。熊本県における販売肥料、いわゆる「金肥」の使用状況は、1917～25年に、消費量は4割、価額は2倍に急激に増大している。この時期には、熊本県農会では、米の生産量を増大するため、盛んに「金肥」の使用を推進している²²⁷ことが、背景にあるように考えられる。

次に、農家の農業経営費の内訳は、肥料費が最も高い割合を占めている。また都市部では雇用労賃が高い割合を示しており²²⁸、この時期、「金肥」や「雇用労賃」が増大したことが注目される。

(ii) 小作料問題

表3-2 販売肥料消費量・価額

(トン・円)

	販売肥料		うち過燐酸石灰		うち配合肥料		うち硫酸アンモニア	
	消費量(t)	価額(円)	消費量(t)	価額(円)	消費量(t)	価額(円)	消費量(t)	価額(円)
1915	50,846 (100.0)	2,246,046 (100.0)	7,583	240,276② (100.0)	6,484	481,575① (100.0)	979	164,475③ (100.0)
1925	71,549 (140.7)	6,122,983 (272.6)	13,303	814,851② (339.1)	7,898	847,992① (176.1)	2,983	644,595③ (391.9)
1930	70,785 (139.2)	4,326,217 (192.6)	11,775	438,373③ (182.4)	14,683	911,433① (189.3)	8,651	819,542② (498.3)
1935	82,077 (161.4)	6,107,608 (271.9)	11,478	425,438③ (177.1)	28,657	2,460,705① (511.0)	13,283	1,562,053② (949.7)
1940	120,696 (237.4)	14,070,890 (626.4)	24,166	1,640,959③ (682.9)	44,215	5,212,732① (1082.4)	27,006	2,933,166② (1783.4)

【熊本県統計書】より作成

小作争議の第1の要求は小作料の減免であった。そのために、政府は1923年、全国的に「小作慣行調査」を実施した。この調査に基づき小作慣行について考察してみたい。

(ア) 熊本県の小作料水準は福岡県とあまり変わらない。

熊本県の5倍ほど小作争議が多発している福岡県と比較すると、小作料率は[田一毛作]、[田二毛作]ともに、ほとんど差がなく、[田二毛作]では両県ともほとんど5割前後であった。[畑]については、熊本県の場合が比較的が高くなっている⁽²⁹⁾。

(イ) 鹿本郡・稲田村の小作慣行

1920年代、小作争議が比較的多く発生した鹿本郡と、1923年小学生の同盟休講など小作争議を闘った稲田村について考察する。

<鹿本郡>

[田一毛作]については、熊本県平均と比較してあまり差がないが、[田二毛作]については、小作料率が明らかに高率になっていることが注目される。そして、小作争議が多発する中で、地主・小作人の問題として、次のように述べられている。

現在小作料は明治8年地租改正の際政府より定められたる収穫米を基準とし地主及小作人間に於いて取り決めたるものにて其の時勢の推移に伴い当時の収穫高と現在と比較するときは其の間非常に差あるべし(中略)何等其の間に合理的基準依て決定せられたるものにあらず従て一度小作争議勃発せしが小作人は地主に対し減額の要求を敢し減額せよ否減額し得ずと□へ減額の要求する小作人にも何等減額を要求する確固たる理由無きが如く(『鹿本郡小作慣行調査』鹿本郡、1923年)

このように標準小作料の決定方法が地租改正の際に決定されたのが慣行化し、現在、そぐわないとしている。したがって、その解決方策として、適正な収量の把握、また、土地資本と労力資本を対等とし(地主負担の公租公課、小作人負担の肥料代など経費)を差し引き、収益を決定し、地主と小作人との対等な分配、つまり収益分配の平等を指し示している。その解決策として、自作農創設の取り組み、地主小作協調組合(農会・産業組合など)の組織化を提唱している⁽³⁰⁾。

<稲田村>

[田一毛作]、[田二毛作]、[畑] いずれも小作料率が高率になっていること、また [田二毛作] について稲作の高収穫量であることに注目しなければならない。この稲作の高収穫量については、当時の「肥後農法」いわゆる近代農法が展開されていた地域で生産力が向上した結果であると考えられる。また、[畑] については、養蚕が盛んな地域で畑利用の需要が高まったことが背景にあるように考えられる。

一方、小作料が「騰貴の趨勢にあり」、その原因として「近時施肥及作物の品種改良其他耕作方法の改善など主として小作人の努力に基く増収、人口増加に伴う耕地の不足等を主たる原因とす」³¹⁾と記されている。このように、生産力の向上についての地主と小作農間における分配問題が生まれており、そのことが小作争議発生の背景の一つと考えられる。

このように小作農民は小作料が高いと認識する動機として、鹿本郡や稲田村の事例に見られるように、一つは稲の増収努力が収益分配に反映されていないこと、二つには養蚕経営をやることによって稲作収益分配の不合理性が見えてきたこと、三つには雇用労賃の上昇が小作経営で得られる所得の低さを浮かび上がらせたことなどが考えられる。

以上のように、第1次世界大戦後の都市の発達は、米の商品作物としての性格を強めると共に、輸出商品作物として養蚕の振興が進んだ。一方、工業の発達は、化学肥料を増大し、農家の使用を促し、農業経営費の増大に跳ね返った。同時に、都市近郊では雇用労賃の上昇と相まって、小作農民は、コスト意識に目覚め、やがて高額小作料に対する問題意識、更には地主的土地所有制に対する矛盾意識に目覚めた。それが小作争議につながる背景の一つと考えられる。

③ 農家と負債

第1次世界大戦前後からの工業の発展は生活用品の商品化をもたらし、やがて農村・農家へ浸透していった。農村・農家のくらしは、1919年までは好景気に支えられたが、1920年（大正9）年以降の不況によって農産物価格が下落する中で、厳しさを増していった。上益城郡小峰村（現在山都町）尾野尻に1898（明治32）年11月10日に生まれた甲斐久は、大正時代のくらしについて次のように書き残している。

祖父は借金を大変恐れていた。明治時代には生活が最も苦しかったのは借金持ちで、個人貸借で月利息は1歩5厘（年利18%）が普通であって、一度借金すれば利息を支払いするのに精一杯でとても元金までは償還出来なかった。そのため、借金した農家は田畑や山林を借金の担保として手放す人が多かった。したがって、祖父は「借金をしないこと」、「人に金を貸さないこと」、借金が嫌いなことを孫に話している³²⁾。

このように借金の利息が高く、借金すればその償還が不可能に近く、やがて農地を手放さざるを得なくなり、小作農に転落していったと考えられる。いかに当時の農民が借金に苦勞したかがうかがえる。

④ 昭和農業恐慌下の農村・農民

1929（昭和4）年の秋、ニューヨーク・ウォール街の株式大暴落をきっかけとして、世界大恐慌が勃発した。世界的な農業恐慌とからみ合って、以後3年にわたって、全資本主義国の経済を根幹から

揺り動かし、未曾有の混乱におとし入れた。

当時、わが国は輸出の3割をアメリカに依存していたため、影響は大きく、農業恐慌、農村不況をもたらした。生糸価格は半値以下、また、米をはじめ農産物は暴落した。

農家負債は1932（昭和7）年の農林省調査では47億円にも及び、1年間の農業粗収益に匹敵するものであった。とくに、熊本県は西日本一の養蚕県であったことや寄生地主制が強かったこともあり、農村・農民は困窮した。「農家購買力減退の結果は農家のささやかな生活費の中から更に一杯の酒を奪い、粗末な食前から最後の魚肉の一皿を奪い取らんとして昭和の現在に生活せる農民を無慈悲にも古の原始人のそれに帰らしめんとしているのである。」³³¹と伝えている。

以上のとおり、昭和農業恐慌は全ての農家の暮らしに甚大な被害をもたらした。特に、小作農民は高額の実物小作料に苦しめられ、まさに生存権をかけた第3期の小作争議が起きる要因となったといえる。

(2) 農民の学習と意識の変容

① 地方改良運動と青年婦人教育

地方改良運動は、日露戦争が終わった直後からすでに取り組みされていた。日露戦争では国家予算の8倍にもおよぶ膨大な戦費を消耗した上に、一等国として列国と対等に伍していくためには、更なる増税に耐えていく国家財政の確立、その基盤となる地方自治体の財政の確立が国家の緊急課題であった。しかし、現実には農村経済は増税によって疲弊していた。そのため、精神的な方策、すなわち国民のつよい国家意識・団結力の涵養が急がれた。そのため執られた国家政策が地方改良運動であった³³²。

そして地方改良運動を強力に推進するため、戊申詔書を発した。そのねらいと内容は、日本が帝国主義諸列強に伍して発展していくために、国家の政策に全国民が共同一致の体制をもって協力し、勤労することにより国富増強を図ることが、国民の課題であるとした。その国家の核としての天皇制を全面におし出していた³³³。この戊申詔書を推進するため、第2次桂内閣は、地方財政・農事改良・普通教育・青年教育などの諸点にわたる講習会や表彰事業などを実施し各県への浸透を図った。その中心課題は①部落有林野の統一政策と②青年婦人教育であった。

とくに、従来から部落組織としてあった若者宿など青年の組織をいかに国家政策にふさわしい組織に改編していくか緊急の課題であった。また、女性に対する教育の必要性が重要視された。

具体的には国家によって青年団と処女会の組織化が強力に推進されていった。そのことによって、一方では、国家政策に沿う社会教育が強力にすすめられ、他方では、青年・女性は学習の機会を得ることにつながり、その結果、小作農民が社会的に目覚める契機になったといえる。

② 大正デモクラシーと農民組合の結成

「大正デモクラシー」といわれるように民衆運動が始まった時期である。1918（大正7）年7月23日、富山県の漁村の婦人たちにはじまる「米騒動」は、全国各地に燎原の火のように広がっていった。また、労働争議・小作争議が激化し、友愛会は総同盟へと転換した。1922年には、日本農民組合・全国水平社、日本共産党が発足した。一方、国家権力は思想善導のために小学校教育で国民道徳の徹底を図った。また、1925年、男子の普通選挙制度を施行すると同時に、治安維持法をつくり、民主主義

の弾圧を行っていった。

このような民衆運動が起きるなかで、農民、特に小作農民は高額小作料の不当性に気づくと共に、地主的土地所有の矛盾を如何に変革すべきか目覚めていったのではないかと考えられる。

(i) 農民組合の結成

日本農民組合の発足は、杉山元治郎と賀川豊彦などが中心となって、1922（大正11）年4月9日、創立第1回大会を神戸市神戸基督教青年会館で開き農民の解放をめざした。全国水平社結成の1ヶ月後であった。

1922（大正11）年には、熊本県では小作争議発生件数が107件とピークであるが、この年、日本農民組合からのオルグがあったかどうかは資料的には明らかではない。しかし、この年の1月には、日本農民組合から『土地と自由』が、すでに刊行されており、そこには「熊本県八代郡郡築村の小作争議400戸の小作人から出し合った米1,500俵を龍峰寺に積み上げ、之を兵糧として、小作米2割減の目的貫徹に至るまで継続する意気込みで集団をしている⁽³⁶⁾」という記事が掲載されている。また、『土地と自由』（1922年3月25日）には、熊本県より山本彌七という人が投稿している⁽³⁷⁾。このことから判断すると、日本農民組合の機関誌『土地と自由』は熊本県でも当時、読者がおり、この機関誌を通じて熊本県下の小作農民へ影響を与えたものと考えられる。

日本農民組合の熊本へのオルグは、資料的に明らかになっているのは、1923年4月、日本農民組合九州農民学校より、校長高崎正戸、花田重郎が郡築村小作農民を支援に来た他、日農組合長杉山元治郎、賀川豊彦等が来村している。その結果、1923年4月21日に日本農民組合郡築支部（組合長・園田末記）が結成されている⁽³⁸⁾。

熊本県においては日本農民組合系統の農民組合は、郡築農民組合の他、1924年3月に八代郡連合会（会長・園田末記）、1928年2月に阿蘇郡黒川村に黒川支部、鹿本郡内田村に小作人組合など極めて少なかった⁽³⁹⁾。しかし、県下の小作争議に与えた影響は相当あったものと考えられる。

(ii) 農民組合・労働組合・水平社および学生の連帯

米騒動の後、熊本県では、1919（大正8）年9月8日、三池鉦山四ッ山の与論島出身工夫の500余名が差別賃金に対して抗議し、ストライキまで至った労働争議をはじめとして労働組合結成と闘争が展開された。また、1923（大正12）年7月18日、熊本市の肥後相撲館で熊本県水平社が結成された。水平社は同年八代郡郡築村で闘われた郡築小作争議を支援するなど県下の農民運動に関わっている。

さらに、五高社研の学生を中心として当時の労働運動・農民運動・水平社運動などに積極的に参画していった⁽⁴⁰⁾。

このように、大正デモクラシーの下で、小作農民は、農民組合・労働組合・水平社および学生などと交流することによって自分たちの要求を実現するためには、団結や連帯の必要性を学んでいったと考えられる。

③ 農民教育の促進と主体性の確立

(i) 公教育の拡大

先に述べたように、地方改良運動として青年期以降の社会教育分野（青年団・婦人会・在郷軍人会・報徳社など）が拡大し、小作農民は農業技術だけでなく、社会一般的知識を学ぶ機会となったと思われる。また、学校教育分野では表3-3のとおり、「農事に関する教育を受けた者」は1920年代、

急激に増加している。教育内容について詳細はわからないが、「小学校程度」と「農事講習会又はこれに準ずべきものにおいて講習を受けたるもの」は絶対数としても多くなっている。

表 3-3 年次別農事に関する教育を受けた者

年次	農学校、農事講習所又は之に準ずべきものを卒業したるもの				農事講習会又はこれに準ずべきものにおいて講習を受けたるもの	合計
	小学校程度	中学程度	高等学校程度	大学程度		
1915	7,310 (100.0)	1,005 (100.0)	94 (100.0)	29 (100.0)	11,423 (100.0)	19,861 (100.0)
1917	10,183 (139.3)	1,167 (116.1)	72 (76.6)	47 (162.1)	14,220 (124.5)	25,689 (129.3)
1925	27,838 (380.8)	2,341 (232.9)	161 (171.3)	125 (431.0)	24,107 (211.0)	54,572 (274.8)
1930	37,160 (508.3)	4,095 (407.5)	358 (380.9)	134 (462.1)	25,127 (220.0)	67,023 (337.5)
1935	86,821 (1187.7)	6,359 (632.7)	459 (488.3)	189 (651.7)	31,739 (277.9)	125,567 (632.2)
1940	154,866 (2118.5)	8,094 (805.4)	634 (674.5)	128 (441.4)	32,989 (288.8)	196,711 (990.4)

【熊本県統計書】より作成

(ii) 文芸の普及

1927年9月、『熊本歌話会雑誌』が内田守人・上田英夫（五高教授）、加藤七三（熊医大教授）などによって創刊された。この雑誌に菊池郡旭志村（現在菊池市旭志）在住の郷松樹は短歌を寄せている。郷松樹（1908～1998年）小作農民であり、20才前後（1927年頃）に次の歌をつくっている。

「小作百姓に甘んじ乍らうつそ身は貧しき家をつぐべかりけり」
「ひとり子と生れあはせしもの足りなさ貧しき家は継がねばならず」⁴¹⁾

「働けど働けどかなしこの年も余りし米は僅か三俵」
「土間ぬちに積みし俵は小作米納め果たして残りたるもの」⁴²⁾

このように1920年代、農村の中に文化活動が普及していったことが予想される。そして、小作農の青年たちは、自分が置かれた社会的状況を自覚していくことや、その心境を吐露していく機会になったものと考えられる。

(iii) 農民の学習意欲

前出の甲斐久は、尋常科より高等科までの8年間首席で卒業したと書いている。その後は、自学で「実用普通学講義録」を2年間読書し、青年時代は読書によって修養に努めている。また、修養団に入団し月刊誌『向上』を読んでいる。その中で、日本農友会実習所長松田喜一の『農友』と出会い、1920（大正9）年頃より読み始め、松田喜一が亡くなる1968（昭和43）年まで発刊された『農友』の読者であった⁴³⁾。

甲斐久は農村に住み農業を営むとともに、旺盛な学習意欲を持ち、月刊誌『農友』や『希望』などを通じて学習しており、当時の農民の学習意欲の高さが感じられる。

おわりに

本県における小作争議が起きた背景を考察した結果、次のことが明らかになった。

1. 明治政府が財政確立のため1873（明治6）年7月に執った地租改正は、①土地取引法「土地売買譲渡規則」（1880年）によって、富裕農民が膨大な量の土地集積を可能にする契機となった。特に、本県の場合、干拓地が多く、築造主の土地所有権が優先されたため、八代郡・玉名郡に寄生地主が多く形成されることになったことに注目しなければならない。また、②地主の小作人搾取を国家権力が保護したこと、同時に、③「地租改正検査例」が示す高率小作料率（68%）がその後の高率小作料設定に影響を与えた。

更に、明治政府が、1881年（明治14）年、経済の安定を図るために執った、いわゆる「松方デフレ」政策は、農産物の大暴落をもたらした。この結果、自作農の経営を直撃し、借金が嵩み、やがて農地を手放し小作農へ転落していった。一方、大地主・富裕層は農地集積の契機となった。

つまり、地租改正は、寄生地主制形成の契機となり、その後の松方デフレ政策は地主に急激な土地集積を促進したといえる。

2. 両大戦間期の本県における地主的土地所有の特徴として、①田の小作地が一貫して増加し続けるとともに、1940年には小作地率が60.8パーセントまで上昇し、九州各県では特異な存在であったことが注目される。②寄生地主は、1909（明治42）年には、119人でピークを迎え、その後、少しずつ減少していくが、1924年でも103人と九州の中でも断然継続して多くなっている。③水田の小作地率と寄生地主制に地域性が大きい、ことが特徴として挙げられる。

3. 県の特徴である寄生地主制が、長く継続した背景には、県・県農会・地主会・肥後米券社などが大きな役割を果たしたといえる。とくに、県・農会・地主会・肥後米券社は小作米の検査を通じて統一して地主制の確立に機能したことに注目しなければならない。同時に、小作米の検査制度は小作農民に重い負担となり、小作争議が起きた一つの要因となった考えられる。一方、小作争議が多発した1922年以降、県・農会・地主会・肥後米券社は、地主と小作農の融和を図るため、小作米品質向上に対して表彰制度や耕地整理などの生産対策、また部落小組合の育成や「協力一致」、「儉約」などの農民思想教育を行ったが、それらは小作争議の発生を防止する効果を果たしたといえる。なお、本来中産以下の生産者を支援することを目的に政府によって推進された産業組合は、むしろ地主・自作農など中産以上の産業を支援し、自作農・小作農など中産以下の零細農の支援にはならなかった。

4. 第1次大戦後、都市の発達により米は商品作物としての性格を強めると共に、輸出商品作物として養蚕の振興が進んだ。また、工業の発達は、化学肥料の生産を増大させ、いわゆる「金肥」の施肥は農業経営費の増大をもたらした。更に、都市近郊では雇用労賃の上昇と生活費の増大とが相まって農家の営農とくらは大きく変化した。一方、小作農民は米の生産性を高めたが、当事者の収益増にはつながらなかった。その結果、小作農民はコスト意識に目覚めるとともに、小作農業経営からえられる所得の低さを自覚し、やがて高額小作料に対する問題意識が生まれたといえる。

5. 大正デモクラシーの下で、農民は、農民運動・労働運動・水平社運動および学生運動などの社会運動や青年団など社会・学校教育、また文芸活動などを通じて、学習の機会を得て、民衆倫理（自由・平等・生存権など）や団結・連帯などを学び、特に小作農民は地主的土地所有の矛盾を認識し、小作争議を起こす契機となったといえる。

今回の研究テーマ「農民運動の歴史的背景」として農民意識の変容の実証ができなかった。残された課題は1. 運動主体（小作農民）の思想との関係、2. 政友会・民政党などの政党との関係を明らかにする必要がある。

(注)

- (1) 林宥一「農民運動史論」〔近代日本農民運動史論〕日本経済評論社、2000年、25ページ
- (2) 大門正克「近代日本と農村社会」(日本経済評論社、1994年)
- (3) 『阿蘇町史第1巻通史編』(阿蘇町史編纂委員会、2004年) 508～509ページ
- (4) 「熊本に於ける明治期産業資本の性格」〔熊本史学第11号〕12ページ
- (5) 水林彪「土地所有秩序の変革と『近代法』」〔日本史講座8 近代の成立〕東京大学出版会、2005年、129ページ
- (6) 『農地改革頭末概要』(財団法人農政調査会農地改革記録委員会、1957年) 21ページ
- (7) 井上清「日本の歴史—明治維新」(中公文庫、2006年) 259ページ
- (8) 井上千賀子「熊本に於ける寄生地主制の展開—上益城郡白旗村南富永家を中心として—」〔熊本史学〕第41号、熊本史学会、1972年) 10ページ
- (9) 〔同上〕14～15ページ
- (10) 『藤岡文書』(熊本県立図書館所蔵)
- (11) 『農地改革頭末概要』(財団法人農政調査会農地改革記録委員会、1957年) 803ページ
- (12) 『熊本県史—近代編第一』(熊本県、1961年) 425ページ
- (13) 『肥後米券社史』(肥後米券社、1939年) 1～2ページ
- (14) 〔同上〕5～6ページ
- (15) 〔同上〕10～11ページ
- (16) 球磨郡一武村村長名で、村の区長会の決議として郡長宛「米質改良二対スル苦情書」が提出されている。(『熊本県史近代編第二』熊本県、374ページ)
- (17) 『肥後米券社史』21ページ
- (18) 〔同上〕173～174ページ
- (19) 『肥後米券社史』(肥後米券社、1939年) 721、724ページ
- (20) 表1-1: 小作争議の概況などによると、1922年、1928年の2回起きている。
- (21) 『肥後米券社史』176ページ
- (22) 『大正10年府県小作慣行調査集成』(下巻、1943年) 694～9ページ
- (23) 北坂現『熊本県農業団体発達史』(日本談義社、1959年) 105ページ
- (24) 『熊本県農会報』(NO. 10、熊本県農会、1922年5月) 24～25ページ
- (25) 『熊本縣農会報』(NO. 29熊本県農会、1925年7月15日) 17～19ページ
- (26) 『産業組合及農業倉庫要覧』(熊本県内務部)によると1921～1925年の間に設立13組合に対して解散11組合となっている。
- (27) 「農林省指定農家現状調査成績による」〔熊本県農会報NO. 50〕熊本県農会、1929年、24ページ
- (28) 〔同上〕25ページ
- (29) 『熊本県小作慣行調査』(熊本県、1923年)
- (30) 『熊本縣農会報』第29号(熊本県農会、1925年7月15日) 17～19ページ
- (31) 『稲田村小作慣行調査』(稲田村、1923年)
- (32) 甲斐久『自叙伝前編』(1972年7月)

- (33) 『熊本県農会報NO. 68』熊本県農会、1932年、20ページ
- (34) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』（東京大学出版会、1973年）14～15ページ
- (35) 『同上』20ページ
- (36) 『土地と自由』創刊号（日本農民組合、1911年1月27日）
- (37) 『同上』（1911年1月27日）
- (38) 内田敬介「郡築小作争議と杉谷つも」（『大正デモクラシー期の体制変動と対抗』（熊本近代史研究会、1996年、279ページ）
- (39) 内田敬介「郡築小作争議関係書簡をめぐって」（『近代熊本』NO. 31（熊本近代史研究会、2007年、74ページ、草野三喜男レポ）
- (40) 上田穰一『熊本における戦前の社会運動』（熊本社会運動史研究会、1958年）9ページ
- (41) 郷松樹『歌集 土につぶやく』短歌新聞社、1974年
- (42) 郷松樹『ドン百姓のたわごと』1998年
- (43) 甲斐久『自叙伝』前編（1972年7月）、『芸能談義』（1973年1月）、『自叙伝』後編（1974年2月）

＜参考文献＞

- ・林宥一『近代日本農民運動史論』日本経済評論社、2000年
- ・大門正克『近代日本と農村社会』日本経済評論社、1994年
- ・『日本史講座8 近代の成立』東京大学出版会、2005年
- ・井上清『日本の歴史—明治維新』中公文庫、2006年
- ・『農地改革顛末概要』財団法人農政調査会農地改革記録委員会、1957年
- ・『肥後米券社史』肥後米券社、1939年
- ・宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会、1973年
- ・山本繁『香川農民運動の研究』かもがわ出版、1997年
- ・森武磨『戦時日本農村社会の研究』東京大学出版、1999年
- ・木村靖二『日本農民騒動史』二松堂書店、1925年
- ・鹿野政直『大正デモクラシーの底流』日本放送協会、1973年
- ・暉峻衆三『日本農業問題の展開 上』東京大学出版会、1970年
- ・西田美昭『近代日本農民運動史研究』東京大学出版会、1997年
- ・『農民運動史』歴史科学協議会、1991年
- ・『農民組合運動史』社会労働協会、1963年

HISTORICAL BACKGROUND OF PEASANT MOVEMENT — In Kumamoto prefecture —

UCHIDA Keisuke

The tenant farmers had started dispute activities all of Japan during World War I and II.

I analyzed the relations to ascertain the historical background mainly in Kumamoto prefecture with
1.the process of landowner's parasitic possession of the land the tenant farmers had developed
2.prefecture administration, organization of the tenant farmers and landowners, Higobeikensya, unions etc
3.change of farmer managements and living and consciousness of the tenant farmers.
Following are my conclusion,

1. Improvement of land tax and Matsukata deflationary policy promoted the formation and establishment of the parasitic landowners. At the same time they affected a rise in farm rent.
2. The special features of the landowner's land possession in Kumamoto prefecture at that time were ① The tenant land's percentage of the rice paddy kept rising till 1940 (60.8%) and it was most high level in Kyushu and ② the parasitic landowners had conspicuously continuous increase in Kyushu.
3. Background of parasitic landowners continued for a long time has been supported by a prefecture administration, organization of guiding farmers, landowners, Higobeikensya etc. At the same time the agriculture production countermeasure and farmer thought education promoted by those organizations had prevented peasant movements.
4. Development of city strengthened the aspect of rice and sericulture as commercial crop. On the other hand industrial progress brought the increase in purchased-fertilizer and boosted wage. In addition, combined with rising of living expense made large changes in farm management and living of farm farming. Therefore the peasant became more aware of the cost of farm management, and eventually which made them wake up for high farm rent.
5. The tenant farmers had learned democratic moral (liberty, equality, the right to live etc), unity and solidarity through the exchange with Social movement (such as labor union and farmer union) and through the social and school education held by the young people association and through the literary activities. At last they became conscious of the contradiction of landowner's parasitic land possession and came to start dispute activities.